



Title	『説文解字繫傳』 「疑義篇」 考（一）
Author(s)	坂内, 千里
Citation	言語文化研究. 2015, 41, p. 109-130
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/51419">https://doi.org/10.18910/51419</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 『説文解字繫傳』 「疑義篇」 考 (一)

坂内千里

## On Yi-yi pian of the Shuo-wen jie-zi xi-zhuan (1)

SAKAUCHI Chisato

The Shuo-wen jie-zi xi-zhuan, written by Xu Kai in the Southern Tang era, consists of two portions. The first 30 volumes (Juan) contain his annotation upon the Shuo-wen jie-zi which is the oldest existing dictionary, and are named Tong-shi pian. In the latter 10 volumes, Xu Kai's original argument is developed.

Yi-yi pian which is included in the latter portion, is divided into three portions. This paper examines the description about seven Chinese characters which Xu Kai took up into the second portion, by comparing with the description about Xu Xuan's "19 Chinese characters."

キーワード：徐鍇, 『説文解字繫傳』, 「疑義篇」

### 一 はじめに

南唐徐鍇(921-975:以下、小徐と称する)の著した『説文解字繫傳』は、現存する最古の字書である『説文解字』の全体を通して注釈を施した最初の著作である。『説文解字繫傳』(以下、小徐本と称する)は、『説文解字』(以下、『説文』と称する)の説解に対する注釈である「通釋篇」30卷に、「部統篇」2卷などの論10卷を合わせた全40卷から成る。周祖謨氏は、各篇の性質を次のように説明している<sup>1)</sup>。「通釋篇」は許慎の原書の説解を解釈したもので、「部統篇」は『説文』540部の配列順序の意味を推論したもの、「通論篇」は文字の構造に含まれる深い意味を明らかにしたもの、「祛妄篇」は先人の字説の誤りを反駁排斥したもので、「類聚篇」は同類のものを挙げその象るところを説明したもの、「錯綜篇」は人間社会の事柄から古人の造字に込めた考えを明らかにしたもので、「疑義篇」は『説文』に欠けている文字及び小篆と字体が合わ

1) 周祖謨『問學集』(北京中華書局1981年第二次印刷版総930頁)。そのうち、小徐の注釈の特徴が論じられている「徐鍇の説文學」に於いて、各篇の性質は以下のように説明されている。「通釋部分解釋許氏原書の説解的, 部統是推陳説文五百四十部排列次序的意義的, 通論是發揮文字結構的含義的, 祛妄是駁斥前人説字的謬見的, 類聚是舉出同類名物的字說明它們的象的, 錯綜是從人事推闡古人造字的意指的, 疑義是論列説文所闕之字及字體與小篆不合的。至於系述, 則猶如史記的自序、漢書的敘傳一樣, 是說明各篇著述的旨趣的。」(pp.843-844)

ないものを挙げ論じたもの、「系述篇」は『史記』「自序」や『漢書』「敘傳」のように各篇の著述の趣旨を説明したものである。

小徐本は、宋代には非常に尊重されていたが、清代には酷評されるようになり、それ以降ほとんど研究対象として取り上げられていない。筆者はこれまで「通釋篇」を中心に、その評価を左右していると考えられる注釈中の引用—特に引用数の多い經書の引用を分析することにより、小徐の注釈の特徴について考察を重ねてきた<sup>2)</sup>。しかし、小徐の学術を考える上では、独自の論を展開する「通釋篇」以外の諸篇について考察することは不可欠である。そこで、本稿では、『説文』の構成と関わりのある論考を含み、非常に重要であると考えられる「疑義篇」について考察する。

本稿では、最も善本と称せられる道光十九年(1839)寿陽祁氏(寓藻)據景宋鈔本重刊本の影印である中華書局本(1987年:以下、祁刻本と称する)を底本とする。しかしながら、「通釋篇」以外の諸篇(「疑義篇」を含む卷三十一から卷四十まで)に関しては、四部叢刊經部所収本(以下、四部叢刊本と称する)が、趙宦光旧蔵で黄丕烈・汪士鐘の手を経た瞿氏鉄琴銅劍樓蔵宋刊本を影印した善本であることから、「疑義篇」については四部叢刊本も適宜参照する。また、本文中の数字は、原則として序数は漢数字で、数値は算用数字で表記する。また、書名・篇名及び(訓読を含む)引用文には原則として旧字体を用いるが、使用フォントの制限により旧字体になっていないものもある。

## 二 「右據偏旁有之、而諸部不見」について

小徐は、「疑義篇」執筆の趣旨を「書闕け簡脱し、傳うる者は詞を異にし、述ぶる者は明らかならず、後の人洞疑す、疑義第三十九を作る(書闕簡脱、傳者異詞、述者不明、後人洞疑、作疑義第三十九)」(卷四十 系述篇)と述べ、特に欠篆(諸部に見えざるもの)・字体(小篆と小異あるもの)についての疑義を挙げる。「疑義篇」は、以下の3つの部分から成る。第一は、「古者文字少なくして、民務寡なし、是を以て古字 多く象形・假借たり(古者文字少、而民務寡、是以古字多象形假借)」で始まる、六書論である。第二は、偏旁にはあるが、諸部に見えない(據偏旁有之、而諸部不見)ものについて、第三は、説文の字体が小篆と小異あるもの(説文字體與小篆有小異者)について、それぞれ論じている。第一の部分は、以前初歩的な考察を行なった<sup>3)</sup>ので、ひとまず措く。また、第三の部分は、関係の深い「祛妄篇」とともに稿を改めて論じることとし、本稿では第二の部分について考察を進める。

第二の部分では、小徐は「右據偏旁有之、而諸部不見、此蓋相承脱誤、非著書之時本所無、故記於此」—つまり、ほかの篆の偏旁となっていながら、それぞれの所属すべき部に見えない

2) 『経部引用書から見た『説文解字繫傳』注釈考』 大阪大学出版会 2014年2月。

3) 『説文解字繫傳』の特徴についての考察(一) 『言語文化研究』第20号 1994年3月。

ものは、許慎が『説文』を著した時からなかったのではなく、伝写の間に誤って落とされたものである一として、「劉・志・驛・希・崔・免・由」の7篆<sup>4)</sup>を挙げている。まず、それぞれの文字につき、徐鍇の兄徐鉉等の校訂した『説文解字』（以下、大徐本と称する）、及び段玉裁『説文解字注』（以下、段注と称する）を参照しながら詳しく見てゆくこととする。

根拠とするもの—それを偏旁とする文字—が多いものから順に見てゆく。それを偏旁とする文字が最も多いのは、「由」である。

- 1 案説文有油宙軸等字而無此字、亦脫誤、李陽氷云、卽缶字同、今按古有由字亦未審也 【疑義篇 由】<sup>5)</sup>

ここで小徐は「由」が「油・宙・軸」などの偏旁となっていることを根拠として「脱誤」であるとしている。「由」を偏旁として持つものは、今本小徐本（主として祁刻本に基づき、疑問のある場合のみ四部叢刊本を参照する。以下同じ）では、「油・宙・軸」を含め22篆（次の「苗」は1篆として数えている）ある。

- 1a 苗 蔣也、從艸由聲、臣鍇曰、苗音迪、爾雅釋艸有之、注云、未詳、徒歷切又他六切

苗 蔣也、從艸由聲、臣鍇曰、下從由、卽爾雅注云、未詳也、田湍反、臣次立曰、前已有此、重出 【卷二 艸部】

では、「由聲」とあるように、「苗」篆の声符となっている。なお、初出「苗」篆の「徒歷切、又他六切」という反切は、大徐本（一篇下 艸部）からの竄入であると考えられ、第二篆には張次立が「重出」と注するなど、「苗」篆に関しては、今本小徐本にはテキスト上の乱れがある。しかし、いずれも「由聲」とする点では一致している。

- 1b 粵 亟詞也、從彡從由、或曰、粵俠也、三輔謂輕財者爲粵、臣鍇曰、俠任俠也、俠者便捷任气自由之爲也、會意、篇丁反 【卷九 彡部】

では、「從由」とあり、「粵」篆の意符となっている。これら22篆のうちには、重文で注もないため小徐が声符・意符のいずれであると考えているのか判断する明確な手がかりがないものが2篆ある。それらを除く20篆中、19篆は「苗」と同じく声符となっており、意符となるのはこ

4) 以降、混乱を避けるために、親字としての文字は「某」篆と表記し、それ以外の場合は「某」、又は「某」字と表記して区別する。

5) 四部叢刊本は「缶」を「缶」に作る。承培元「説文解字繫傳校勘記」（卷下）に「卽缶、當作卽缶」と言う。

このみである。「𠂔」の字義は「気の舒び出でんと欲し、𠂔上りて一に於いてさまた礙げらるるなり（気欲舒出、𠂔上礙於一也）」（卷九 𠂔部）であり、言葉を発する際の気の流れに象っている。故に「あわただ 亟しきの詞」という意味の「𠂔」篆は「𠂔」部に属す。しかし、もう一つの構成要素である「由」が、この「亟しきの詞」という字義とどのようにかわるのかについて、小徐は特に注記していない。「俠は任俠なり、俠なる者は便捷にして任気自由の爲なり、會意」という注は、構成要素である「𠂔」・「由」と或義（本義とは異なる別の意味を指す。以下同じ）「俠なり」との関わりを説明しようとしたものである。大徐は「臣鉉等曰く、由は用なり、任俠は気を用うるなり（臣鉉等曰、由用也、任俠用気也）」（五篇上 𠂔部）と注しており、やはり或義に基づいて「由」に従う意味を説いている。

1c 𠂔 胤也、從肉由聲、臣鉉曰、尙書曰、教胄子、介胄字從𠂔（音冒）、長宥反

【卷八 肉部】

1d 𠂔 兜鍪也、從𠂔由聲、臣鉉曰、胄胤之𠂔、別從肉作𠂔、長宥反

【卷十四 𠂔部】

1e 𠂔 木生條也、從𠂔由聲、商書曰、若顛木之有𠂔栝、臣鉉曰、謂是已倒之木

更生孫枝也、𠂔者猶可也止之言也、栝者餘也、延秋反 【卷十三 𠂔部】

「𠂔」・「𠂔」篆では、小徐は跡取り（胄胤）の意味では「肉」に従い、兜（介𠂔）の意味では「𠂔」に従うと、紛らわしい文字の字形について注しているが、いずれも「由」を声符としている。段氏はこれらのうち「𠂔」（四篇下 肉部）には「許書に由の字無し、然れども由の聲の字は甚だ多し、古 由の字無く盡く改めて𠂔の省の聲と爲さんと欲すると謂う可からざるなり（許書無由字、然由聲字甚多、不可謂古無由字欲盡改爲𠂔省聲也）」と注し、「𠂔」（七篇上 𠂔部）には「許書に由の聲の字は數十を減ぜず、淺人 許書に由の字無きに因り盡く改めて𠂔の省の聲と爲さんと欲す、然らば則ち𠂔の由の聲に従うは、又た何の説ぞや（許書由聲之字不減數十、淺人因許書無由字、欲盡改爲𠂔省聲、然則𠂔从由聲、又何説也）」と注している。つまり、段氏は「由」字がないからといって「𠂔の省の聲」に改めたところで、その「𠂔」が「由」を声符としているのでは意味がないとする。更に段氏は「𠂔」篆（十二篇下 系部）に於いて、古くは「𠂔」と「由」は一字として通用されていた；『説文』の各テキストに「由」篆がないが、それでは全書の「由の聲」の字は皆その根拠を失うため補う（古𠂔由通用一字也、各本無此篆、全書由聲之字皆無根抵、今補）として「𠂔」の後に「由 或𠂔字」を付加し、『詩』・『書』・『論語』やほかの経伝にもこの「由」字が用いられているが、その字の成り立ちが象形であるか会意であるかは不明であるとしている（按詩書論語及他經傳皆用此字、其象形會意今不可知）。

今本小徐本では、「𠂔」篆に於いては、小徐は「由聲」について言及していないが、大徐本では「𠂔」篆に「徐鉉曰く、説文に由の字無し、今尙書は只だ由栝に作る、蓋し古文は𠂔を省す、

而して後の人因りて之を省し、通用して因由等の字と爲す、𠂔に从う、上は枝條華函の形に象る（徐鍇曰、説文無由字、今尙書只作由柁、蓋古文省𠂔、而後人因省之、通用爲因由等字、从𠂔、上象枝條華函之形）（七篇上 𠂔部）という小徐の言を引用している。これは、『説文解字篆韻譜』（卷二 尤部）に「𠂔（篆体）は𠂔、木の條えだを生ずるなり、商書に曰く、顛木の𠂔柁有るが若しと、今尙書は只だ由に作る、説文に由の字無し、蓋し古文は弓を省す、後の人因りて之を省し、通用して回由等の字と爲す（𠂔（篆体）、𠂔、木生條也、商書曰、若顛木之有𠂔柁、今尙書只作由、説文無由字、蓋古文省弓、後人因省之、通用爲回由等字<sup>6)</sup>）とあるのに基づくかと思われるが、大徐の引用とは若干異なる部分があり、またそこには「从𠂔、上象枝條華函之形」という語はない。大徐本では、この後に「臣鉉等按」として大徐の注が続く。或いは小徐注に大徐の注が紛れ込んだのか、小徐自身が上の部分を「由聲」ではなく「枝條華函の形に象る」と考えていたことがあったのかは不明である。次の「軸」篆にも、大徐は今本小徐本にはない小徐の説を引用している。

1f 軸 持輪也、從車由聲、陳六反、臣次立按、説文引徐鍇曰當從𠂔省 【卷二十七 車部】

この張次立の案語の如く、大徐本「軸」篆（十四篇上 車部）の注に「徐鍇曰、當从𠂔省」とあるが、『説文解字篆韻譜』（卷五 屋部）には単に「軸、持輪」とあるのみで、この小徐の言が何に基づくのかは不明である。しかし、「疑義篇」で「由」篆を本来『説文』にあったはずのものとする根拠として「油」・「宙」・「軸」を挙げていること；ほかに「𠂔省」とするものがないことなどから、小徐は少なくとも「疑義篇」を著した時点では、「軸」が「由聲」と考えていたとしてよいだろう。

「由」字については、段氏とは異なり、小徐には、本来『説文』にあったとすることに若干の迷いがあったのではないかと感じられる。それは、『説文解字篆韻譜』の「𠂔」に古文は「𠂔」のない「由」に作っており、後の人がある古文に基づいて「𠂔」を省略し「因由」の字と通用したと注していること；大徐に依れば「軸」について「由聲」以外の可能性を考えていたこと；「疑義篇」でわざわざ「由」が「東楚 缶に名づけて笛と曰う、象形なり（東楚名缶曰笛、象形也）」（卷二十四 笛部）の「笛」字と同じであるという李陽冰の説に言及し（李陽冰云、卽缶字同）、古く「由」字があったかどうかは審らかではないと言う（今按古有由字亦未審也）ことに表れている。そのことが、「由」を偏旁とする文字が多数あるにもかかわらず、「疑義篇」では最後に挙げられていることと関係があるのかもしれない。

そのほかの13篆<sup>7)</sup> — 「迪」（卷四 辵部）、「袖」（卷四 衤部）、「詵」（卷五 言部）、「笛」（卷九 竹部）、

6) 『天理圖書館善本叢書 説文解字篆韻譜・詳備碎金』（八木書店 1981年7月）所収の元刊本影印本に依る。136頁。「蓋古文省弓」の「弓」は「𠂔」の誤りであろう。

「袖」(卷十一 木部)、「邨」(卷十二 邑部)、「宙」(卷十四 宀部)、「舳」(卷十六 舟部)、「岫」(卷十八 山部)、「鼬」(卷十九 鼠部)、「柚」(卷二十 心部)、「油」(卷二十一 水部)、「媯」(卷二十四 女部)、「紬」(卷二十五 糸部) 一では、すべて「由」は声符(「由聲」となっている。また、「褻」の俗体「袖」(卷十六 衣部)及び「摺」の籀文「抽」(卷二十三 手部)は、段氏が「袖」(八篇上衣部)・「抽」(十二篇上手部)に対して「由聲(也)」と注しているように、どちらもやはり声符であると考えられるが、「由」が意符であるか声符であるかについての小徐の注記はない。

次にそれを偏旁とする文字が多いのは、「希」と「免」である。

- 2 案説文有稀菴等字而無此字、亦脫誤、或疑稀字從禾從爻從巾、爻巾皆象歷歷然  
稀疏兑、菴字從稀省、亦未審也 【疑義篇 希】

「希」篆が『説文』成書時には存在したとする根拠となりうるものは、「稀」・「菴」を含めて11篆ある。

- 2a 菴 兔葵也、從艸希聲、臣錯按、爾雅注似葵而小、葉狀如藜、有毛灼啖之滑、  
本草注云、苗似石龍芮、華白似梅、蕊紫者堪啖、忻祈反 【卷二 艸部】
- 2b 睇 望也、從目希聲、海岱之間謂眇曰睇、臣錯曰、班固西都賦曰、睇秦嶺大、  
凡睇望字皆當如此、忻祈反 【卷七 目部】

「菴」・「睇」では、小徐はともに「希聲」とするが、大徐本(一篇下艸部・四篇上目部)ではともに「稀省聲」としている。段氏はいずれも小徐に従い「希聲」に作っており、「睇」(四篇上目部)には、『説文』には「希」篆がないが、「希の聲」の字は多い、そうであれば「希」篆は脱誤したのである(説文無希篆、而希聲字多有、然則希篆奪也)と注している。このほか、小徐本では「希聲」となっているが大徐本では「稀省聲」となっているものに、「唏」(卷三口部)と「歛」(卷十六 欠部)があるが、段注では全て「希聲」に作っている<sup>8)</sup>。

これら4篆以外の7篆—「睇」(卷八 肉部)、「邨」(卷十二 邑部)、「唏」(例文2c)、「稀」(例文2d)、「徇」

7) 原文はそれぞれ以下の通り。「迪 道也、從彡由聲、臣錯按、尙書惠迪吉、又爲引道之道也、田溺反」(卷四 彡部)、「袖 行袖袖也、從彡由聲、臣錯曰、行平易不止也、田溺反」(卷四 彡部)、「詵 訓也、從言由聲、長又反」(卷五 言部)、「笛 七孔箏也、從竹由聲、羌笛三孔、臣錯按、馬融笛賦曰、漢武帝時、丘仲曰、近代長笛、從羌起、又曰、易京君明識音律、故本四孔加以一、然四孔亦後人所加也、又周禮作箛、相承是古笛字、田溺反」(卷九 竹部)、「柚 條也、似橙而酢、從木由聲、夏書曰、厥包橘柚、臣錯按、爾雅柚一名條、又詩云杼柚其空、此亦用爲杼柚字、羊狩反」(卷十一 木部)、「邨 左馮翊高陵、從邑由聲、田溺反」(卷十二 邑部)、「宙 舟輿所極覆、從宀由聲、臣錯按、淮南子往古來今日宙、凡天地之居、萬物猶室、居之遷貿而不覺、故二義、詞異而音旨同也、直宥反」(卷十四 宀部)、「褻 袂、從衣采聲、辭狄反、袖 俗褻從由」(卷十六 衣部)、「舳 艦、從舟由聲、漢律、名船方長爲舳艦、一曰尾、臣錯曰、尾船尾、陳六反」(卷十六 舟部)、「岫 山穴也、從山由聲、臣錯曰、自岫已下、皆見爾雅、席又反」(卷十八 山部)、「柚 朗也、從心由聲、詩曰、憂心且柚、長有反」(卷二十 心部)、「油 水出武陵孱陵西、東南入江、從水由聲、延秋反」(卷二十一 水部)、「摺 引也、從手留聲、救留反、抽 摺或從由」(卷二十三 手部)、「媯 動也、從女由聲、臣錯曰、詩曰、憂心且媯、田溺反」(卷二十四 女部)、「紬 大絲繒也、從糸由聲、直由切」(卷二十五 糸部)。

8) 原文は以下の通り。「唏 笑也、從口希聲、一曰、哀痛不泣曰唏、虛斐反」(卷三口部)、「歛 獻、從欠希聲、忻祈反」(卷十六 欠部)。なお、段注では「唏」篆(二篇上口部)に於いて「从口希聲」に作り、「韻會に依りて訂す」と注している。



(例文2e)、「𦉳」(卷十八 豕部)、「𦉳」(卷二十五 糸部)<sup>9)</sup>一は、小徐本・大徐本ともに「希聲」に作っている。なお、

2c 晞 乾也、從日希聲、臣錯按、古詩曰、青青園中葵、朝露待日晞、希亦少也、  
物乾則少也、忻沂反 【卷十三 日部】

で、「希は亦た少なきなり、物乾けば則ち少なきなり」と注して、声符「希」と「乾くなり」という「晞」の字義との間に意味上の繋がりを示唆しているが、「希」を構成要素とすることについては、特に疑問を呈していない。

ところが、「疑義篇」で成書時の『説文』に「希」篆が存在した根拠の一つとしてあげている「𦉳」篆に於いては、小徐は「𦉳」・「晞」は「𦉳の省」に従うとすべきであると注している。

2d 𦉳 疏也、從禾希聲、臣錯曰、概既以禾爲準、𦉳亦同也、當言從禾爻巾、無聲字、後人加之、爻者希疏之義、與爽同意、巾亦是其希象、至𦉳與晞皆從𦉳省、何以知之、説文中部爻部竝無希字、以是知之、忻沂反 【卷十三 禾部】

2e 𦉳 訟面相是也、從人希聲、臣錯曰、面從相質正也、疑當言從𦉳省聲、𦉳豈反  
【卷十五 人部】

小徐は禾部「𦉳」篆の直前の「概」篆「稠おほき也、禾に従う、既の聲」に注して、古人の「深く耕やし概おほ種うう」という言に基づき「禾」に従う意味を説いている(古人云、深耕概種、故從禾)。そのことを踏まえて、「𦉳」篆の「疏あらきなり」という字義も「概」篆と同じく「禾」を基準とすると、「𦉳」は「禾爻巾に従う」とするべきであり、「聲」の字は後の人が加えたものであるとする。「爻」・「巾」ともに「希まぼら疏」の意味があることから、「𦉳」篆は「禾爻巾」に従う会意字であるとすべきだとする。更に「𦉳」と「晞」は「𦉳の省に従う」として、その根拠として『説文』の中部・爻部ともに「希」篆がないことを挙げている。また、「𦉳」篆(例文2e)でも「希聲」に対して「疑うらくは當に𦉳の省の聲に従うと言うべし」と注している。これらは、「疑義篇」で「或いは疑うらくは𦉳字は禾に従い爻に従い巾に従う、爻・巾は皆歴歴然として𦉳疏なる兒に象る、𦉳字は𦉳の省に従うも亦た未だ審かならざるなり」(例文2)とするのと同じである。「希」篆についても、「由」篆同様、『説文』成書時に存在したかどうかについては、若干迷いが見える。

これに対して、段氏は「晞」(例文2b)のほか、「𦉳」(例文2d)にも「許書に希字無く、而る

9) 本文に取り上げなかったものの原文は、以下の通り。「𦉳 創肉反出也、從肉希聲、許斬反」(卷八 肉部)、「𦉳 周邑也、在河内、從邑希聲、臣錯曰、按杜預曰、河内野王縣西南緜城是、丑脂反」(卷十二 邑部)、「𦉳 豕走𦉳、從豕希聲、臣錯曰、𦉳走且戲兒、盧斐反」(卷十八 豕部)、「𦉳 細葛也、從糸希聲、丑脂切」(卷二十五 糸部)。



に希の聲の字多く有るは、由の聲の字と正に同じ、希字・由字無しと云うを得ざるなり、許の時之を奪い、今其の説解を得ざるのみ（許書無希字、而希聲字多有、與由聲字正同、不得云無希字、由字也、許時奪之、今不得其說解耳）（七篇上 禾部）と注しており、「由」篆同様、「希」篆も『説文』成書時には存在したとの考えに揺るぎはない。

次に、「免」篆を見てみよう。

### 3 案説文有晚等字而無此字、脱誤 【疑義篇 免】

「免」を偏旁とする文字は、今本小徐本では「𠄎」・「𠄏」を含めて10篆である。

3a 晚 暮也、従日免聲、武反反 【卷十三 日部】

3b 𠄎 生子免身也、従子免、臣錯曰、會意、美選反 【卷二十八 子部】

「晚」篆では「免」は声符となっており、「𠄎」篆では小徐注に會意であるとするように、意符となっている。「頰」の或体「𠄏」（卷十七 頁部）を小徐がどのように判断しているか不明であるが、それ以外の残る7篆は全て声符（免聲）となっている。また、今本小徐本には、「𠄎」篆に「會意」と注する以外、文字の構造について言及しているところはない<sup>10)</sup>。ところが、大徐本「𠄎」（十四篇下 子部）には「徐錯曰、説文無免字、疑此字从𠄎省、以免身之義、通用爲解免之免、晚冕之類皆當从𠄎省、芳萬切、臣鉉等曰、今俗作亡辯切」という今本小徐本にはない小徐の注が引用されている。これに依れば、小徐は『説文』に「免」字がなかったことから、「𠄎」が「𠄎」の省に従う可能性を考えており、「晚」・「冕」なども皆「𠄎」の省に従うべきであると考えていたことになる。しかし、『説文解字篆韻譜』（卷四 頰部「𠄎方萬反」の小韻）には、「𠄎、生子免身、古无免字」とのみあり、『説文』に「免」字がないとする以外の部分が何に基づくのか不明である。また、ここで「𠄎」の省に従うとされる「𠄎」については、大徐本と小徐本でその篆体・説解ともに大きく異なっており、この大徐本に引用されている小徐注については、少なくとも「𠄎」字の形に変更が加わっており、小徐の言が忠実に引用されているのか疑問が残る。

3c 𠄏 生子齊均也、従女𠄏聲、讀若幡、符販反、臣次立按、説文曰、

10) 本文で取り上げたもの以外の原文は以下の通り。「𠄎 履空也、従革免（祁刻本・四部叢刊本ともに、篆体は「免」に従い、四部叢刊本は説解のみ「従革免」に作る。いずれも「免」に従うとすべきである。）聲、臣錯曰、履空、猶言履殼也、呂氏春秋曰、宋子罕之南家爲鞵者、強也、沒團反」（卷六 革部）、「晚 晚瞞目視兒也、従日免聲、武限反」（卷七 目部）、「冕 大夫以上冠也、遂延垂塗纁紱、従日免聲、古者黃帝初作冕、臣錯曰、冕、冠上加之也、長六寸、前狹圓、後廣方、朱絲塗之、前後遂延、旂、其前垂珠也、俯仰透迤、如水之流也、纁紱、黃色也、以黃綿綴冕兩旁下係玉瑱、又謂之珥、細長而銳、若筆頭、以屬耳中、無作聰明亂舊章、虛己以待人之意也、史記曰、黃帝始作軒冕、故曰軒轅、靈光殿賦曰、炳煥可觀、黃帝唐虞、軒冕以庸、衣裳有殊、是也、美選反、純 或從糸作、臣錯按、論語曰、麻冕禮也、今也純儉、純謂以絲衣也、故從糸、韓詩外傳曰、黃帝純以拜鳳皇、及管子皆作此純字也」（卷十四 冂部）、「頰 低頭也、従頁逃省聲、太史卜書、頰仰字如此、揚雄曰、人面頰、分武反、𠄎 俗頰字、従人免」（卷十七 頁部）、「洧 汙也、従水免聲、詩曰、河水洧洧、孟子曰、汝安能洧我、梅磻反」（卷二十一 水部）、「𩺰 魚也、出葦邪頭國、従魚免聲、臣錯曰、今人音敏、美選反」（卷二十二 魚部）、「勉 強也、従力免聲、美選反」（卷二十六 力部）、「𠄎 引車也、従車免聲、武反反」（卷二十七 車部）。

## 從女從生免聲 【卷二十四 女部】

𪛗 生子齊均也、从女从生免聲、芳萬切 【大徐本十二篇下 女部】

今本小徐本では、「𪛗」は、篆体は「免」ではなく「兔」に従っており、また説解は「𪛗の聲」となっている。ところがこの「𪛗」は小徐本・大徐本ともに記載がなく、ほかの経伝に於いても使用例が見つからない。この「𪛗」篆の記述には不自然なところが多く、複数の脱誤が重なっているのではないかと思われる。本來說解は「從女生免聲」に作っていたものが、伝写の過程で「生免」（原文は縦書きである）が誤って一字となり、「從女𪛗聲」となった；篆体も『説文』に「免」がないことから一画が加えられて「兔」になったという可能性が考えられるのではないだろうか。

この「𪛗」が「𪛗の省」に従うという注については、小徐の説が大徐の注にのみ残されているのか、或いは大徐本にもテキスト上の乱れがあり、「徐鍇曰」は「説文無免字」にのみかかっており、「臣鉉等曰」が本来は「疑此字从𪛗省」の前にあったのかはわからない。ただ、これが小徐の考えが残されたものだとすれば、「免」についても、その考えに変遷があったということになる。まず最初は、「免」篆がなかったことから、「子を生む」という意味上の繋がりもある「𪛗」（但しこの場合は、篆体は「免」ではなく「兔」に従っていたとするのが妥当であろう）を声符と考えたが、次第に本来『説文』には「免」篆があったはずであると考えようになつたため、「疑義篇」では「脱誤」と断じ、「𪛗」篆でも「會意」とのみ注しているのではないだろうか。

段氏はこの篆（十二篇下女部）では、篆体を「𪛗」に作り、説解を「从女生免」に改めており、注に、小徐が「女に従う、𪛗の聲」とし、大徐が「女に从い生に従う、免の聲」とするのは、恐らくどちらも誤りである；「免」を声符とするとするのは最も非である；玄扈が唐の初めにおいて既に誤っていたのであろう、今正す（小徐作从女𪛗聲、大徐作从女从生免聲、恐皆誤、以兔爲聲、尤非、蓋玄扈在唐初已誤矣、今正）と言う。また、「𪛗」（十四篇下子部）の注には、「按ずるに許書に免の字無し、此の條に據れば則ち必ず當に免の字有るべし、偶然<sup>これ</sup>之を逸す、正に由の字の如きのみ（按許書無免字、據此條則必當有免字、偶然逸之、正如由字耳）」と言い、更に、免部（十篇上）の部末に「免は兔<sup>に</sup>の逸ぐるなり、免の足を見ざるに従う、會意（免 兔逸也、从兔不見足、會意）」を補い、その注に「許書 此の字を失う、而るに形聲 多く用いて偏旁と爲す、闕く可からざるなり、今補う」と言い、また「免」と「兔」の違いはその足にあるとする。「免」の字は兔が蹲居した姿を横から見た形に象り、足も尾もある。免は走るのが最も速く、その足ははつきりは見えない。そこで「免」の字は一画を省略している。免は人に捕まらないので「免」と言う、と2字の違いを説いている<sup>11)</sup>。このように、段氏は、「免」篆についても、やはりほかの多くの文字の偏旁となっていることに依り、元來『説文』に存在したとしている。

小徐も、「𪛗」篆の大徐注にのみ異説が残されているが、それ以外では「免」を偏旁とする

11) 原文は以下の通り。「許書失此字、而形聲多用爲偏旁、不可闕也、今補、免（皇清經解本に依り訂正）免之異、異於其足、能鹿免从比、鳥兔免从匕、免象其蹲居之形、有足有尾、其字當横視之、免之走最迅速、其足不可見、故免省一畫、兔不見獲於人、則謂之免」。なお、説解「从兔不見足」の「免」字は、経韻楼本・皇清經解本ともに「免」字に作るが、『説文』の体例及び段氏注に依り改めた。

ことに特に言及はなく、「由」・「希」とは異なり「疑義篇」にも『説文』に元来はあったとすることに對する疑いは示されていない。

以上のように「由」・「希」・「免」について、小徐には、成書時の『説文』には存在していたが、伝写の過程で誤って脱落したとする考えと、基づいた『説文』のテキストにこれらの篆がないことから「粵」・「稀」・「嬖」の省に従うとする2つの考えがあったことがわかる。後者の説は、大徐本に引用された形でのみ残るものが多いことから、最初それらの字が『説文』には存在しないため別の文字を構成要素として考えたが、次第に『説文』にももとは存在したものが伝写の過程で脱落したという考えに傾いてきたのではないかと考えられる。

さて、根拠となる文字が次に多いのは「崔」である。

#### 4 案説文有摧濯等字而無此字、此當是崔字之省也 【疑義篇 崔】

小徐は「摧」篆・「濯」篆があるのに「崔」篆がないとする。確かに今本小徐本にはこの「崔」篆はないが、大徐本・山部の部末には「崔」篆がある。

#### 4a 崔 大高也、从山隹聲、𠂔回切 【大徐本・九篇下9下 山部】

段注も部末(九篇下山部)に「崔 大高也、从山隹聲」を補い、注に「按ずるに小徐に此の篆無く、大徐は此の篆部末に在り、其の次に非ず、玉篇も亦た本崔<sup>もと</sup>の字無く、部末に於いて之を補う、疑うらくは許は蓋し本此れ無し、莊子に山林之畏隹たると、隹は即ち今の崔なり、但だ人部に崔有り、手部に摧有れば、則ち山部に當に崔有るべし(按小徐無此篆、大徐此篆在部末、非其次、玉篇亦本無崔字、於部末補之、疑許蓋本無此、莊子、山林之畏隹、隹即今之崔也、但人部有崔、手部有摧、則山部當有崔矣)」と言う。やはり、「催」・「摧」などに依り山部に「崔」篆があるべきであると考へ補っている。また、「催」(八篇上人部)にも「山部無崔字、偶奪耳、大徐據摧催字補」と注し、山部に「崔」篆がないのはたまたま脱落したのであり、大徐は「摧」・「催」篆があることによつて補ったのだとする。

今、小徐本で「崔」を偏旁とするものは、以下の5篆である。

4b 催 相擣也、從人崔聲、詩曰、室人交偏催我、臣鍇曰、擣相迫蹙也、(欠六字) 此灰反 【卷十五 人部】

4c 崖 高也、从厶隹聲、臣鍇曰、崖嵬、高也、今俗作崔、省厶也、都魁反 【卷十八 厶部】

4d 濯 深也、從水崔聲、詩曰、有濯者淵、醋餒反 【卷二十一 水部】

4e 摧 擠也、從手崔聲、一曰捫、一曰折也、臣鍇曰、捫推動也、徂回反

## 【卷二十三 手部】

4f 維 箒絲於筭車也、從糸崔聲、穌對切 【卷二十五 糸部】

いずれも「崔」を声符（崔聲）とする。このうち、小徐は「崖」篆に「崖嵬は高きなり、今俗に崔に作り、厶を省すなり」と注している。「疑義篇」「崔」字には「此當是崔字之省也」とあるが、このままでは意味が通じないため、承培元は「崔字之省」の「崔」は「崖」に作るべきであるとしている（『説文解字繫傳校勘記』巻下）。これに従えば、「崖」篆の注に、「崖」は俗に「厶」を省して「崔」に作るものと同じく、「疑義篇」でも、小徐は「崔」は「崖」字の省だと言っていることになる。そうであれば、大徐本が山部の部末に「崔」篆を補入しているのとは異なり、小徐は戸部「崖」篆の或体として「崔」篆を補足すべきであると考えていることになる。

次に、「劉」について見てみよう。「劉」は「疑義篇」第二部分の最初に挙げられている。

5 案説文有劉瀏等字而無此字、疑脫漏、臣錯以爲爾雅劉殺也、尙書曰、重我民、無盡劉、當云從刀金𠂔聲、或曰、從刀錙省聲 【疑義篇 劉】

ここで小徐は、『説文』には「劉」・「瀏」など「劉」をその偏旁とする文字が著録されているにもかかわらず、「劉」篆がないことから、伝写の間に誤って落とされた可能性を指摘する。その上で経伝の記述に基づき、字義・字の構造など、もともとあったはずの説解の形を考察している。まず『爾雅』の「劉・獮・斬・刺は、殺也」（『釋詁』）に基づきその字義（「殺也」）を求め、その用例として『尙書』「盤庚上」の「我が民を重んじて、盡く劉すこと無からん」<sup>12)</sup>を引用する。更に文字の構造について、「從刀金𠂔聲」か「從刀錙省聲」であろうと推測する。

今本小徐本で「劉」をその偏旁とするのは、ここに挙げられた「劉」・「瀏」2篆のみである。

5a 籟 竹聲也、從竹劉聲、臣錯曰、猶言瀏然、聲清也、里由反 【卷九 竹部】

5b 瀏 流清兒、從水劉聲、詩曰、瀏其清矣、連丑反 【卷二十一 水部】

ともに「劉聲」となっているが、「籟」の小徐注「猶言瀏然と言うがごとし、聲の清きなり」は、「瀏」の「流れの清き兒」と関連づけ、「劉」声に「清い」という意味の繋がりを求めようとしているのかもしれない。ところで、小徐が文字の構造の考察で言及した「錙」篆には、

5c 錙 殺也、從金留聲、臣錯按、春秋左傳虔劉我邊陲、本此字、里由反  
【卷二十七 金部】

12) 『尙書』「盤庚上」には、「曰、我王來、既爰宅于茲、重我民、無盡劉」とあり、その偽孔伝に「劉殺也、所以遷此、重我民、無欲（「欲」字は、校勘記に依る）盡殺故」とある。

のように、『春秋左氏傳』の「我が邊陲を虔劉す」（成公十三年・伝）を引用して、この「劉」字がもとは「鐺」字であったと述べるのみであるが、大徐本「鐺」篆には「劉」字に関する小徐の説が引用されている。

5d 鐺 殺也、徐鍇曰、説文無劉字、偏旁有之、此字又史傳所不見、疑此即劉字也、  
 从金从𠄎、刀字屈曲、傳寫誤作田尔、力求切 【大徐本・十四篇上 金部】

汪憲『説文繫傳考異』（巻四）に「今説文に無し、但だ徐鍇を引きて曰く」として、この「徐鍇曰」以下を引用している<sup>13)</sup> ことから、大徐の依拠したテキストには「鐺」篆はなく、小徐の説に従い補われたことがわかる。今本小徐本にこの注はなく、『説文解字篆韻譜』『鐺（篆体） 鐺、力求反、説文無劉字、偏旁有之、疑此即劉、从𠄎从金从刀、刀字屈曲、傳寫誤作田耳』（巻二 尤部）に依ると思われる。

ここで小徐は、『説文』に「劉」篆がないにもかかわらず、「劉」字を偏旁とするものがあること、及び史伝にこの「鐺」字が用いられていないことから、この「鐺」が「劉」であり、本来「𠄎・金・刀」を構成要素とする文字であったが、その「刀」の字が折れ曲がった形であったため伝写の過程で「田」の字に誤ったのではないかとしている。

このように、小徐には、本来あったはずの「劉」篆が伝写の過程で誤って落とされたとする考え（疑義篇）と、「鐺」と「劉」が同じ文字であり、「劉」字の「刀」部分が伝写の間に「田」に誤られたとする（「鐺」篆注）2つの考えがあった。段氏はこのうち後者の説が正しいとする。

段氏の説は「鐺」篆（十四篇上 金部）の注に詳しい。大徐・小徐ともにこの篆を「鐺」に作っており、ほかに「劉」篆がない；「鐺」の字は古書にほとんど用いられておらず、「鐺」姓の者もない；「鐺」の字形と「殺也」という字義は合わない、字義が「殺」であるなら、字形は「劉」であるべきだとする。更に小徐が「劉」篆が脱誤したのではないかという考えと、「鐺」の「𠄎」の下はもともと「刀」であったものが伝写の間に「田」に誤られたという考えを持っていたが、後説が正しいと言う。その根拠としては「劉」・「瀏」が「劉聲」であること；「杙」（六篇上 木部）の説解に「劉劉杙」とあること；「萋」（一篇下 艸部）の説解に「劉向」説を引き、「蝮」（十三篇上 虫部）の説解に「劉歆」説を引くなど説解に「劉向、劉歆」の名が見えることを挙げ、「許書」に依り「許書」を正せば、「鐺」は「劉」に作るべきであり、もし「劉」字がなければ「劉聲」の基づくところがなくなるとして、篆体を「鋗」に改める<sup>14)</sup>。

小徐の挙げる7篆中残る2篆—「志」・「驂」—を偏旁とする文字は、それぞれ小徐が挙げる1篆のみである。「志」については、問題があるため、「驂」から見てゆく。

13) 『説文繫傳考異』は朱文藻の撰であるが、『四庫全書』本に誤って汪憲撰と題されたため、汪憲撰とされている。詳細は（注2）所掲の書11頁から12頁を参照のこと。『説文繫傳考異』巻四の原文は以下の通り。「鐺 從金雷聲、今説文無、但引徐鍇曰、説文無劉字、偏旁有之、此字又史傳所不見、疑此即劉字也、從金從𠄎、刀字屈曲、傳寫誤作田耳」

## 6 案説文埤字注云、從土驂省聲、而無驂字、亦脫誤 【疑義篇 驂】

ここでは、「埤」篆が「驂の省の聲」であるにもかかわらず「驂」篆がないのは脱誤であるとしている。今本小徐本では、

## 6a 埤 赤剛土也、從土解省聲、悉并反 【卷二十六 土部】

のように、「解の省の聲」に作る。しかし、承氏「説文解字繫傳校勘記」は、後の人が「驂」を「解」に改めたのであろうとする<sup>15)</sup>。これは「疑義篇」の記述に基づいた校訂ではあるが、音の繋がりにより意味の繋がりを優先する小徐の基本的態度から考えても妥当な校訂であると言えよう。大徐は「驂」（十篇上馬部・新附字）の字義を「馬の赤き色也」としている。「赤い剛土」の「埤」を構成するものとして、「角を用いて低仰すること便なるなり」の「解」<sup>16)</sup>より、意味的にも繋がりのある「驂」字の方がふさわしく、それ故、根拠となるものが「埤」一篆のみであるが、『説文』に本来「驂」篆があったと判断したのではないだろうか。なお、小徐が文字とその構成要素の間の音の繋がりにより意味の繋がりを優先すること<sup>17)</sup>は、「形の象す可き無く、勢の指す可き無く、意の會す可き無し、故に形聲を作る（無形可象、無勢可指、無意可會、故作形聲）」（「疑義篇」というその六書論や、上述のように「劉聲」の文字に対しても声符との意味的な繋がりを指摘しようとしていたことにも表れている。

最後に「志」について見てゆく。

## 7 案説文有誌字而無此字、亦脫誤、臣錯據詩序在心爲志、發言爲詩、當云從心之聲、當在心部 【疑義篇 志】

ここで小徐は、「志」を偏旁とする文字としては「誌」のみを挙げ、それを根拠として「志」篆がないのは脱誤であるとする。更に『詩』序の「詩なる者は志の之く所なり、心に在るを志と爲し、言に發するを詩と爲す（詩者志之所之也、在心爲志、發言爲詩）」に基づき、文字の構造を「心に従う之の聲」とすべきであり、「心部」にあるべきだとする。小徐は「通論篇下」（卷三十五）でも「志」の含意を説いている。

14) 原文は以下の通り。「鏹 殺也、从金刀、𠄎聲（注：𠄎者、古文西也、力求切、三部、此篆二徐皆作鏹、別無劉篆、鏹古書罕用、古未有姓鏹者、且與殺義不協、其義訓殺、則其文定當作劉、楚金疑脫劉篆、又疑鏹之𠄎下本作刀、轉寫譌田、後說是也、竹部有劉、劉聲、水部有瀏、劉聲、又劉劉杙、又劉向、劉歆、以許訂許、此必作劉、若無劉字、劉聲無本矣、今輒更正篆文、以截斷衆疑」

15) 卷中に「按疑義錯説、當作驂省聲、此或依鉉改也」とあり、また卷下に「按土部埤篆注作從解省、蓋後人所改」とある。

16) 卷八角部に「解 用角低仰便也、從羊牛角、讀若詩曰解解角弓、矢生反」とある。

17) （注3）所掲の論文第二章154頁から158頁参照。

- 7a 志 心者直心、而已心有所之爲志、詩者志之所之也、天下之人、其志不同、各有之也、故於文、心之爲志也 【卷三十五 通論下】

ここでも「已に心に之く所有るを志と爲す、詩なる者は志の之く所なり、天下の人、其の志同じからず、各之く所有るなり、故に文に於いて心之を志と爲すなり」として「心」・「之」ともに「志」の字義にかかわるものとしてとらえている。上述のように、小徐はその基本的態度として、文字とその構成要素の間の意味の繋がりを、音の繋がりよりも重視している。従って「當云從心之聲」（例文7）ではなく、「當云從心之」か少なくとも「當云從心之、之亦聲」とすべきところではないかと思われる。

この「志」篆は、大徐本・段注ともに「心部」に増補している。

- 7b 志 意也、从心之聲、職吏切 【大徐本・十篇下 心部】

志 意也、从心之、之亦聲（注：按此篆小徐本無、大徐以意下曰志也補此爲十九文之一、原作从心之聲、今又增二字、依大徐次於此、志所以不録者、周禮保章氏注云、志古文識、蓋古文有志無識、小篆乃有識字、保章注曰、志古文識、識記也、（略）許心部無志者、蓋以其卽古文識而識下失載也、職吏切、一部）【段注・十篇下 心部】

段氏はここで、小徐本には「志」篆がなく、大徐は心部に「意は志なり」とあるのに基づいてこの篆を補っている；大徐は「从心之聲」に作っているが、説解に「之亦」の2字を補い「从心之、之亦聲」としたとしている。段氏もやはり「之」には音のみではなく意味上の繋がりがあると考えていることがわかる。更に段氏は『説文』に「志」篆がない理由を考察して、「志」は古文の「識」字であり、本来「識」字の下に「古文識」として記載すべきであることを忘れた、或いは（許慎は礼経では古文に依った場合は今文は採録せず、今文に依れば古文は採録しない—例文11a「鬪」篆—ことから、）記載しなかったのだとする。この点は、小徐の考えとは異なると思われる。

このように、「志」は『詩』序にも見え、「通論篇」でも取り上げている重要な文字であるにもかかわらず、小徐の基づいたテキストに記載されていないのは、脱誤によるものであると、迷いなく断定されており、また、その判断は大徐本・段注とも一致している。

一見特に問題がないようであるが、小徐が「志」篆を補うべきであるとする根拠となる「誌」篆は、今本小徐本にはない。また、「誌」篆は大徐本では、新附字となっている。

- 7c 誌 記誌也、从言志聲、職吏切 【大徐本三篇上 言部新附字】



しかし、小徐本に於いて、「志」を偏旁とするものはほかにはない。従って、もし小徐本にもともと「誌」篆がなかったとするならば、「疑義篇」で小徐が「志」篆を補うべきであるとする根拠がなくなってしまうことになる。そのようなことは、あり得ないのではないだろうか。大徐が「志」篆を補った根拠は、段氏に依れば「意」篆の説解に「志」が用いられていることであり（例文7b）、また「誌」篆が心部の新附字となっていることから、大徐が基づいたテキストには、もともと「誌」篆がなかったことは明らかである。しかし、小徐の依拠したテキストと大徐の依拠したテキストは異なると考えられるため<sup>18)</sup>、大徐の基づいたテキストに「誌」篆がなかったことが、小徐が基づいたテキストにも「誌」篆がなかったことを意味するわけではない。先に見たように、「鑿」篆（例文5c）が小徐の基づいたテキストにはあったが、大徐が基づいたテキストにはなかったことは、そのことを明確に示している。従って、小徐本には、もともとは「誌」篆があり、それに基づいて小徐が「志」篆を補うべきであると考えたが、伝写の過程で誤って「誌」篆が抜け落ちた、或いは大徐本では新附字になっていることから、後の人が「誌」篆を削除したと考えるのが妥当であろう。

ここまで、小徐が挙げた7篆について、それぞれ小徐の説を検討してきたが、一つ大きな疑問が残っている。それは、小徐がこれら7篆を提示するにあたり、どのような基準を持っていたかということである。【表1】は、基準として考えられるものと、それに基づいた場合の提示順を示したものである。

基準	提示順
「疑義篇」	劉 志 驛 希 崔 免 由
根拠の数	由 希 免 崔 劉 志 驛
部順	希 劉 崔 驛 免 志 由
韻順	希 崔 驛 劉 由 免 志

【表1】

いずれの基準に依っても、小徐が提示した順にはならない。「由」・「希」・「免」のように、依拠したテキストにそれらの篆が存在しないことに対して、小徐自身に2つの考え方があり、脱誤であるとする判断に迷いがあるものは後に回されている；「劉」のように、経伝などの記述に基づき、本来あったはずの説解の形まで考察できるものが優先されている；などが考えられるが、いずれも当てはまらないものがあり、提示順を矛盾なく説明しうる基準は、未だ探り当てられていない。

小徐は「由」のように偏旁として用いられている文字が20字以上あるものから、「志」・「驛」のように偏旁として用いられている文字が1字しかないものまで、成書時には『説文』にあっ

18) (注3) 所掲論文159頁から160頁参照。

だが、誤って落とされたものとして取り上げている。「疑義篇」第二部分だけを見ると、唯一の明確な基準一即ち、ほかの文字の偏旁となっていること一によって補うべき文字が決定されているかのように見える。「魁」は、上述の如く（例文3c）、伝写の間の誤記に依る可能性が高いとしても、小徐本に於いて、偏旁として用いられていながらその属すべき部に見えないものは、この7篆のほかにはないのであろうか。そこで次に、「疑義篇」第二部分と共通点のある、大徐本の所謂「十九文」について見てゆく。

### 三 大徐本「十九文」について

大徐は、「左文一十九、説文闕載するも、注義及び序例・偏旁<sup>これ</sup>之有り、今並びに諸部に録す（左文一十九、説文闕載、注義及序例偏旁有之、今竝録於諸部）」（十五篇下）として、「詔・志・件・借・魁・棊・剔・鬻・醜・赳・顛・璵・嚮・櫛・緞・笑・迓・睨・峯」の19篆を挙げている。つまり、この所謂「十九文」の中には、小徐の言う「偏旁に據れば<sup>これ</sup>之有るも諸部に見えざる」（「疑義篇」）ものが含まれていることになる。これら19篆のうち、「志」については「疑義篇」に挙げられているが、それ以外の18篆は、「疑義篇」に取り上げられていない。そこで次に、これら18篆について検討する。

今本小徐本にはテキスト上の乱れがあり、卷二十五は早くに失われたため、大徐本に依り補われている。それ以外の巻でも大徐本からの竄入がある。反切が「某某反」ではなく「某某切」となっているものがそれである<sup>19)</sup>。今本小徐本に見える上記18篆は、卷二十五に属するものを含め、全て反切が「某某切」となっており、大徐からの竄入である<sup>20)</sup>。従って、小徐本の本来の姿を窺い知る手立てのない卷二十五に属するものを除き、大徐の所謂「十九文」についても、小徐本には本来なかった一つ「諸部に見えざる」ものであることになる。

所謂「十九文」は、「注義及び序例・偏旁」に用いられているにもかかわらず、諸部に記載されていないものであり、そのうち、偏旁に用いられているにもかかわらず諸部に記載されていないものは、先に見た「疑義篇」の7篆と同列に扱うべきものである。従って、「志」以外に、「偏旁之れ有り」という理由で補われたものがあれば、本来「疑義篇」第二部分に挙げられているべきであったものが、何らかの理由で抜け落ちたということになる。

そこでまず「志」を除く18篆のうち、ほかの文字の偏旁となっているものについて見てゆこう。大徐本では「魁・睨・峯・棊」の4篆、小徐本では「剔」を加えた5篆が、ほかの文字の偏旁となっている。これら5篆について、段氏の注を参考にしながら詳しく見る。

これら5篆は、祁刻本では全て「通釋篇」に見えるが、承氏「説文解字繫傳校勘記」では、

19) (注2) 所掲書の6頁から7頁参照。

20) 「睨」（卷七 目部）は「睨」の或体字であり、反切が付されていないため、或体字がもともと小徐本にあったのか、それのみ大徐本を以て補われたのか判断できない。故に、正確には、17篆は大徐からの竄入であり、1篆は不明とすべきところであるが、段氏が「按鉉本補睨篆、云或睨字」（四篇上 目部）とするのに従った。

いずれも大徐本に依り張次立が補ったとされている<sup>21)</sup>。しかしながら、「𦉰」・「𦉱」2篆は、大徐本を以て補われたのか、小徐本にもともとあったのか、断言しがたい。それは、「𦉰」は卷二十五に属しており、早くから欠巻となっているため、確認する手立てがないためであり、「𦉱」は「睥」の或体であり、大徐本からの竄入かどうかを見極める重要な手がかりである反切が付されていないからである。更に、上述の如く、小徐本と大徐本は、異なるテキストに基づいていると考えられるため、大徐本に見えないことが、小徐本にもともとなかったことを示すわけではない。

8 睥 大目也、從目旱聲、臣錯按、春秋左傳曰、睥其目、注云、睥出目也、戸版反  
𦉱 睥或從完 【卷七 目部】

では、「睥」篆には小徐の注が付されており、小徐本にもともとあったことがわかる。大徐本は、「睥 大目也、从目旱聲、戸版切、𦉱 睥或从完」（四篇上目部）となっており、その重文である「𦉱」篆については、小徐本との異同はない。大徐が「𦉱」篆を「十九文」の一つとしたのは、

8a 𦉱 夫離也、從艸𦉱聲、臣錯按、爾雅𦉱夫離、作莞苻離、卽蒲屬也、  
本艸云、白芷一名𦉱、一名苻離也、戸寒反 【卷二 艸部】  
𦉱 夫離也、从艸𦉱聲、胡官切 【大徐本・一篇下 艸部】

のように、「𦉱」字が「𦉱」篆の声符となっていることに基づく。段氏は「睥」篆（四篇上目部）では、大徐が「𦉱」篆を補った旨のみ注する（按鉉本補𦉱篆、云或睥字）が、同じ目部「𦉱」篆注に於いては、『詩』邶風「凱風」の「睥𦉱」の字形について考察して、『詩』・『禮記』には「𦉱」字が用いられているが、『説文』には「𦉱」篆がない；許慎は『淮南子』に於いては、「𦉱」に「目の内の白翳を謂うなり」と注していると、指摘している<sup>22)</sup>。従って、段氏が「𦉱」篆を補わないのは、許慎が『淮南子』に於いては『説文』「睥」篆とは異なる字義を示していることなどから、「𦉱」を補入すべきではないと考えたためであると考えられる。では、もし承氏の指摘通り、小徐本にももとは「𦉱」篆がなく、張次立が大徐本により補ったとするならば、なぜ小徐は「𦉱」篆を「疑義篇」に取り上げなかったのであろうか。単純に見落としていた可能性はもちろんある。しかし、「𦉱」は、草の名前であり、大きな目を意味する「𦉱」と意味上の繋がりのない、単なる声符であること；小徐が『爾雅』は「𦉱夫離」を「莞苻離」<sup>23)</sup>に作る

21) 『説文解字繫傳校勘記』（巻中）では、鬼部の部末「文十七」に対し、「𦉱、鉉補字、非錯所有、次立補」と言う。また、巻上の目部末「重九」に「𦉱」篆について；巻中の山部の部末「文五十三」に「𦉱」について；巻上の刀部の部末「文六十四」に「𦉱」について、同様の記述が為されている。更に「𦉰」の属す「卷二十五」についても、巻中に「此卷舊缺、用鉉校定本補」と記されている。

22) 原文は以下の通り。「邶風睥𦉱黃鳥、毛曰、睥𦉱、好兒、韓詩有簡簡黃鳥、疑毛作睥𦉱、韓作簡簡、𦉱、説文無、詩・禮記有、詩古本又多作𦉱、杖杜傳云、實兒、大東傳云、明星兒、檀弓注云、刮節目、又許注淮南曰、𦉱謂目内白翳也、大徐謂𦉱爲或睥字」

と注していることから、「睨」に従う形が必ずしも正体だとはしていなかったことなど、段氏のように「睨」篆を補うことが妥当ではないと判断した何らかの根拠があった可能性もあると考えられる。

「綦」篆は、「緡」篆の或体として、大徐本糸部に補入されている。糸部は、小徐本では卷二十五に属しており、前述の如く、小徐本の元の姿を知ることはできない。

- 9 緡 帛蒼艾色、从糸冝聲、詩縞衣緡巾、未嫁女所服、一曰、不借緡、渠之切  
綦 緡或从其 【大徐本・十三篇上 糸部】

大徐が「綦」篆を補ったのは、

- 9a 璣 弁飾、行行冒玉也、從玉綦聲、臣鍇曰、謂綴玉於武冠、若綦子之列布也、左傳曰、瓊冠玉纓是也、虔離反 【卷一 玉部】  
璣 弁飾、往往冒玉也、从玉綦聲、渠之切 【大徐本・一篇上 玉部】  
9b 綦 綦月爾也、從艸綦聲、臣鍇按、爾雅注、月爾似蕨、可食、卽紫綦也、虔知反 【卷二 艸部】  
綦 綦月爾也、从艸綦聲、渠之切 【大徐本・一篇下 艸部】  
9c 彝 宗廟常器也、从糸、糸綦也、并持米器中實也、互聲、此與爵相似、周禮六彝、雞彝・鳥彝・黃彝・虎彝・蟲彝・斝彝、以待裸將之禮、以脂切 【大徐本・十三篇上 糸部】

のように、「綦」が、ほかの篆の偏旁となっていること；「彝」（例文9c）及び「鉞 綦鉞也、从金术聲、食聿切」（大徐本十四篇上 金部）のように、説解に「綦」が用いられていることに依る。

段氏は「彝」篆（十三篇上 糸部）の「糸は綦也」には「綦は、許書に無き所、當に冦に作るべし、（略）彝尊は必ず布を以て之を覆う、故に糸に従うなり」（綦、許書所無、當作冦、（略）彝尊必以布覆之、故从糸也）と注し、「鉞」篆（十四篇上 金部）の「綦鉞也」の「綦」は「長」に作るべきではないか（綦、疑當作長）と注している。しかし、同じ糸部の「緡」篆の後には、或体を補って「綦 緡或从其」とし、その注に、「璣」篆・「綦」篆があるから、大徐に従って補うべきであると言う（大徐所補、攷玉部有璣、艸部有綦、則當依大徐補也）。段注には、少数ながら、同じ事柄について矛盾する説明がされている場合がある。この「綦」篆についての説もそのうちの一つである。長い期間をかけて注釈をする過程では、考え方が変わることもあるはずであり、それが矛盾となって残ることもある。

23) 今、『爾雅』「釋草」は「莞、苻蘿、其上蒿」に作り、郭璞注に「今西方人呼蒲爲莞蒲」とある。

小徐の注にも同様のことがあり得る。小徐本の本来の姿は知る由もないが、「碁」が複数の文字の偏旁となっていることから考えれば、もし小徐の依拠したテキストに「碁」篆がなかったとすれば、「疑義篇」に取り上げていた可能性は比較的高いと考えられる。また、たとえ「疑義篇」に本来は入れるべきであるものが、抜け落ちている場合があったとしても、単純な見落としとしてであると軽々に判断することはできない。「由」・「希」などの場合のように、判断の揺れが反映されている可能性も考慮に入れておくべきであろう。

次に、「峯・剔・魑」3篆について見てみよう。

10 峯 山崑也、従山夆聲、敷容切 【卷十八 山部】

は、「𡵓」篆と「巖」篆の間にあり、「敷容切」とあることからわかるように、大徐本を以て補われたものである。その位置も、大徐本で山部（九篇下）の「𡵓」篆と「巖」篆の間に補入されているのに従っている。大徐が「峯」篆を補ったのは、

10a 逢 遇也、従辵峯省聲、臣錯曰、逢言若讜飛奄忽相見、附松反 【卷四 辵部】

逢 遇也、从辵峯省聲、符容切 【大徐本・二篇下 辵部】

に「峯省聲」とあるように、「逢」篆の偏旁として「峯」が用いられていることに基づくと考えられる。「峯」字が説解及び序文に用いられているのは、このみである。

これに対し、段注では、山部の部末「文五十三」に対して「今『峯』を刪れば則ち五十二（今刪峯、則五十二）」と注し、山部「峯」篆を刪り、更に「逢」篆（二篇下 辵部）では、説解を「从辵夆聲」改めた上で、「按ずるに夆は悟なり、悟は逆なり、此れ形聲にして會意を包ぬ、各本改めて峯の省の聲に爲るは誤り、説文に本峯無し（按夆悟也、悟逆也、此形聲包會意、各本改爲峯省聲、誤、説文本無峯）」と注している。そこで、「夆」篆を見ると

10b 夆 悟也、従夂丰聲、讀若縫、臣錯曰、悟相逆悟也、逢峯從此、甫蛩反  
【卷十 夂部】

のように、小徐は「夆」は「<sup>あ</sup>悟う」、つまり「<sup>むか</sup>相い逆え悟うなり」とし、更に「逢」・「峯」は「夆」に従うと明記している。また、「逢」篆の注で、「逢は讜の飛びて<sup>はち</sup>奄忽相い見ゆるが<sup>こと</sup>若きを言う」としているのは、「峯」よりむしろ「夆」の字義を踏まえた注であると考えられる。「夆」・「峯」ともに「逢」の声符とすることに問題がなく、しかも意味的には「夆」の方が「逢」と繋がりがある。更に、小徐が文字の構造を論ずる際に意味を重んじる傾向にあることから、段氏の指摘の如く（もともと「夆聲」であったものを）「改めて峯の省の聲に爲」ったとは考えにくい。従って、

もともと小徐本「逢」の説解は「峯省聲」ではなく「夆聲」となっていたが、伝写の間に誤られた；或いは小徐が依拠したテキストも「峯省聲」に作っていたが、小徐はわざわざ「當作夆聲」という注釈を入れることはせず、「夆」との意味的繋がりを指摘するに止めたと考える方が自然ではないだろうか。また、小徐が「逢・峯は此に従う」（例文10b）と注していることから、小徐が基づいたテキストには「峯」篆が存在した可能性もあり、小徐本にも、もともとは「峯」篆があったが伝写の間に失われたとも考えられる。

では、次に「剔」篆を見てみよう。

#### 11 剔 解骨也、從刀易聲、他歴切 【卷八 刀部】

も、その反切が「他歴切」となっていることから、大徐本を以て補われたものであることがわかる。大徐本（四篇下刀部）と同じく部末に補われている。大徐本では、「𠂔 剔人肉置其骨也」（四篇下 𠂔部）や「戠 利也、一曰剔也」（十二篇下 戈部）のように、「偏旁」ではなく、「注義」に用いられていることにより刀部の部末に補われている。しかし、小徐本では、そのみならず、「鬚」篆の偏旁としても用いられている。

#### 11a 鬚 髻髮也、從髟剔聲、他狄反 【卷十七 髟部】

鬚 髻髮也、从髟从刀易聲、他歴切 【大徐本・九篇上 髟部】

「鬚」篆は、大徐本では「从髟从刀易聲」となっているが、小徐本では「從髟剔聲」のように「剔聲」となっている。段注では、まず刀部「文六十四」（四篇下）に、もともとは部末に「剔」篆があったが大徐が付加した十九文のうちの一つであるので刪つたと注し、髟部「鬚」篆の注を参照するよう指示している。その「鬚」篆（九篇上 髟部）では、小徐本が「从髟剔聲」に作るのは誤りであり、「鬚」篆は、刀で髪を除くという会意（从髟从刀）で、「易聲」であるとする大徐本が正しいとして、大徐に従う。更に、『説文』の刀部には「剔」篆が無いから、「鬚」篆は「剔聲」ではないとする。また、礼経では、古文は「鬚」に作り、今文は「剔」に作る。漢の時に「剔」字があったにもかかわらず、許慎が『説文』に採録しなかったのは、礼経では古文に依った場合は今文は採録せず、今文に依った場合は古文は採録しないからであるとする<sup>24)</sup>。段氏は、『説文』の凡例を踏まえた上で、「剔」篆は採録されていなかったはずで、声符とするのは誤りであると判断しており、その説明には説得力がある。

これに対して、小徐は「鬚」篆に注を付しておらず、文字の構造をどのように考えていたの

24) それぞれ、原文は以下の通り。「舊有剔篆在末、大徐所增十九文之一也、今刪、說在髟部鬚下、得六十三」（四篇下 刀部）。「以刀除髮、會意也、（略）按小徐本作从髟剔聲、此甚誤、大徐本不誤、而毛氏辰改爲从刀剔聲則誤中又誤矣、許於刀部無剔字、故此篆斷非剔聲也、漢時有剔字許不錄者、禮古文作鬚、今文作剔、許於此字從古文、故不取今文也、凡許於禮經依古文則遺今文、依今文則遺古文、猶鄭依古文則存今文於注、依今文則存古文於注也」（九篇上 髟部）。

かを知る直接的な手がかりはない。しかし、「剔」の本義は「骨を解く」であり、「鬚髮する」という「鬚」の本義とのつながりはなく、意味の繋がりを音よりも重視する小徐であっても、わざわざ「剔の聲」とする必然性はない。ただ、もともと「從刀易聲」であったものを伝写の過程で「剔聲」に誤ったとは考えにくい。小徐は、依拠したテキストに問題があると考えられる場合も、注にそのことを記すのみで、テキストを改めることはしない<sup>25)</sup>。そのため、小徐の依拠したテキストでは「從髟剔聲」となっており、それに従ったにすぎず、「剔の聲」とする必然性を見いだせないため、元来『説文』にあったが伝写の間に失われたものとして「疑義篇」に取り上げなかったのではないだろうか。

## 12 魑 神獸也、從鬼隹聲、杜回切 【卷十七 鬼部】

も、その反切が「杜回切」となっていることから、大徐本を以て補われたものであることがわかる。また、大徐本（九篇上 鬼部）と同じく部末に補われている。大徐が「魑」篆を補ったのは、

### 12a 譴 譟也、從言魑聲、徒崔反 【卷五 言部】

譴 譟也、从言魑聲、杜回切 【大徐本・三篇上 言部】

のように、「譴」篆の声符となっていることに基づくと考えられる。「譴」篆のほかには、「魑」をその偏旁とするものはない。段氏は、「譴」篆には、「按ずるに許書に魑字無し、大徐は此れに據りて鬼部に補入す（按許書無魑字、大徐據此補入鬼部）」と注し、その鬼部末の「文十七」に対して、「刪魑（魑を刪る）」とのみ注し、大徐が補った「魑」篆を削除する。ところが、隹部（四篇上）に「魑 如小熊、赤毛而黃、从隹鬼聲」を補い、その注に、言部「譴」が「魑」を声符とすることから、「魑」篆があったはずであるとし、『爾雅』に基づき隹部に補うとしている<sup>26)</sup>。小徐本には「譴」篆に対して注がなく、「魑聲」としながら、なぜ「疑義篇」第二部分に「魑」を取り上げなかったのかを直接示すものはない。これも「剔」篆同様、依拠したテキストに従い、「魑聲」としたにすぎず、「譟ぐなり」という「譴」の本義と、「魑」の本義である「神獸」との間に意味的繋がりがなく、「魑聲」とする必然性を見いだせなかったため、「疑義篇」に取り上げなかったということであろうか。

以上5篆は、小徐本に於いても、ほかの文字の偏旁となっている。小徐本にもともとはなかったと断定できない「睨」・「碁」はひとまず措いておくとしても、小徐が「峯聲」ではなく「夆聲」に作っていた可能性のある「峯」以外の「剔」・「魑」については、「據偏旁有之、而諸部不見」

25) (注3) 所掲の論文、154頁、160頁、161頁参照

26) 原文は以下の通り。「各本無此篆、據言部譴篆下曰、从言魑聲、必當有此篆、但大徐補入鬼部、未當、今依爾雅補入隹部、獸可言隹也、杜回切、十五部」



という「疑義篇」の基準に当てはまるものであることは明らかである。「剔」・「魑」は、それぞれを偏旁とする文字が1篆ずつしかないが、それは「驛」(例文6)も同様である。その違いは、それを偏旁とする文字との間に、意味的繋がりが見いだせるか否かのみだと考えられる。

段氏は、ほかの文字の偏旁になっている場合、基本的にそれを偏旁とすることは是非を判断した上で、問題がないと判断した場合には、その篆を補っている。これに対し小徐は、この「剔」・「魑」の2篆を、「疑義篇」第二部分に取り上げなかった理由に言及していない。単なる見落としであるのか、或いはほかの文字の偏旁になっている以外に、偏旁と文字の間に意味的繋がりがあなど明記されていない条件があり、それに合致しないため取り上げなかったのかは、不明である。

それを明確にするためには、「通釋篇」全篆につき、文字の構造が示されている部分を点検し、「據偏旁有之、而諸部不見」という基準に合致しながら、「疑義篇」に取り上げられていないものの有無を確認し、そのような篆があった場合には、それらに共通する特徴を、小徐の注釈に基づき詳細に検討する必要がある。その際には、「疑義篇」第一部分と「上」篆(卷一上部)の注に見える六書論とも関連づけて論ずる必要があると考えられる。それは、ここまでの考察により、文字と偏旁の間の意味的繋がりを重視する小徐の六書論と関連する可能性が強く示唆されているからである。

最後に、大徐の「十九文」のうち、上記以外の13篆について、簡単に見ておく。これらを大徐が「十九文」に加えた根拠は、「詔」・「借」は『説文』の「注義及び序例」に用いられていることであり、「件」・「鬻」・「醜」・「赳」・「顛」・「璵」・「臍」・「櫛」・「緻」・「笑」は『説文』の「注義」に用いられていることであるが、「迓」については、その根拠となるものが見いだせない。詳細に論じる余裕はないが、これらの文字に対する段氏の注を分析すると、ほかの篆の説解に用いられている一大徐の言う「注義」にあたるもの一のみでは、俗字が混入したものである場合もあるため、段氏は本来『説文』に採録されていたとは認めておらず、補入を認める場合には、それ以外の根拠を示していることがわかる。

このことから、今本『説文』にない篆を補入するには、やはり相当の根拠を必要とすることがわかる。従って、小徐が依拠したテキストには存在しないが、成書時の『説文』には存在したはずだと判断するには、「ほかの文字の偏旁となる」以外に明文化されていない条件がある可能性が高い。その条件については、稿を改めて論じることとする。